

## ホストタウン第一次登録の決定について

～東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウンに川崎市が登録決定～

### 1 ホストタウン第一次登録の公表

国が進めるホストタウン構想は、平成27年9月30日に公表されたホストタウン構想推進要綱に基づき平成27年11月2日から平成27年12月11日までの間に交流計画を受け付けていたものであり、平成28年1月26日付で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議で決定、公表されたものです。

また、今回の第1次登録では、本市を含む44件が登録されたとの発表がありました。

### 2 交流計画策定にあたっての本市の考え方

本市は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの成功に協力するとともに、この機会を本市の新たな飛躍へのチャンスと捉え、関連する様々な取組を推進することで、2024年に迎える市制100周年に向け、成長と成熟の調和による持続可能なまちの実現を目指しています。

また、超高齢社会の到来を見据え、パラリンピックにより重点をおき、市民の意識の変革を促し、多様な主体によって新しい社会を共に創る運動として「かわさきパラムーブメント」を推進しており、こうした考え方に基づき交流計画を策定したものです。

### 3 川崎市の交流計画について

英国オリンピックチームの事前キャンプの受け入れを契機として、英国を相手国とするホストタウンの取組を進めます。スポーツのほか、文化・教育、産業などの分野において、本市と友好都市になっているシェフィールド市をはじめ、関係機関・団体等と市民が様々な交流を行うことで、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた機運の醸成を図るとともに、閉会後も引き続き交流の絆を深めることで、東京大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげたいと考えています。また、川崎市と同様に英国の事前キャンプを受け入れる横浜市と市域を超えて相互に連携しながら、英国との交流を進めていきます。

#### 【交流計画の概要】

##### (1) スポーツ

- ・国際陸上競技大会開催の機会を活用したアスリートと市民の交流事業の実施
- ・英国陸上チーム事前合宿の受入れに伴う、アスリートと市民の交流事業の実施
- ・英国チームによる市内小学生を対象としたオリンピックの舞台裏ツアーの実施

##### (2) 文化

- ・ミュージアム川崎への英国の音楽家の招聘など、音楽や演劇をはじめとした文化交流
- ・2020年に友好都市締結30周年を迎えるシェフィールド市との文化交流

##### (3) 教育

- ・国際陸上大会参加選手と市内の学生の交流

##### (4) 産業

- ・英国研究開発機関等との交流

#### 【参考資料】

- ・資料1 川崎市交流計画の概要
- ・資料2 《参考》ホストタウン構想について

#### 【問い合わせ】

川崎市総合企画局都市経営部企画調整課 山本

電話 044-200-2347 (内線23305)

FAX 044-200-0401 (内線23198)

# 川崎市交流計画の概要

団体名

川崎市

相手国・地域

英国

資料 1

2016～2019  
(大会開催まで)

2020  
(大会中)

2020～  
(大会直後～)

## 【スポーツ】

- 2016～国際陸上競技大会開催



- 2019 前年度合宿の検討
- 2020 事前合宿

- 等々力陸上競技場改修  
(※トラックの舗装等)

- 2016～大会運営を支えるボランティア人材の育成
- 2016～JOC、JPCと連携した取組によるオリンピック、パラリンピアンとの交流



- オリンピックの舞台裏ツアー

## 【文化・教育】

- 2016～音楽や演劇をはじめとした文化交流
- 2016、2017 国際陸上競技大会出場選手との交流



- 2020 友好都市英国  
シェフィールド市との  
交流(30周年)

## 【産業】

- 2016～英国の研究開発機関等との交流

## 【アクセシビリティ】

- 2016～宿泊施設等に対するバリアフリー化推進の検討

東京大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげる

ひとづくり

スポーツ振興  
・健康づくり

まちづくり

都市の魅力向上

先進的な課題解決モデルの発信

## 《参 考》ホストタウン構想について

※ホストタウン構想推進要綱（内閣官房：抜粋）

## 第 1 目的

ホストタウン構想は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

## 第 2 定義

本要綱において、ホストタウンとは、第 1 に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第 3 により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン

## 第 3 登録の手続き

- (1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
  - ア 交流の相手国に関する内容
  - イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
  - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容
  - エ その他交流の実施に必要と認められる事項
- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第 2 に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。
- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) 前 4 項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。

## 第 4 支援

- (1) 事務局  
事務局は、ホストシティタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。
- (2) 関係府省庁による支援  
関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウン構想推進に向けた支援を行う。